

## 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[スポーツ振興課]            (1) 体育施設使用料について                ア 調定事務が適正でないもの                  大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをしなければならないとされている。                  しかしながら、使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。                  今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>    イ 徴収事務が適正でないもの                  大分市都市公園条例の規定では、使用料は使用許可の際に納付しなければならないとされている。                  しかしながら、使用料の納付について、許可の際ではなく後日納付させているものが見受けられた。                  今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>    ウ 減免事務が適正でないもの                  大分市都市公園条例施行規則及びのつはる天空広場条例施行規則の規定では、使用料を減免する場合及びその額が定められており、条例等の範囲内で審査基準を定め個々具体的に審査することとしている。                  しかしながら、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものについて、別途市長の承認が必要であるにもかかわらず、承認を得ずに、使用料を減免しているものが見受けられた。                  今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[スポーツ振興課]            (1)                ア ご指摘のありました使用料返還時の調定の減額変更につきましては、使用料の返還決定時に調定の減額変更を行うことといたしました。                  今後は、規則に従い適正な事務処理を行います。</p> <p>    イ ご指摘のありました使用料の徴収事務について、使用料は使用許可の際に納付させることといたしました。                  今後は、条例に従い適正な事務処理を行います。</p> <p>    ウ ご指摘のありました減免事務について、使用料の減免に係る規定の審査基準に該当しないものを減免する場合には、別途市長の承認を得て減免を決定することといたしました。                  今後は、規則等に従い適正な事務処理を行います。</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>エ 使用許可事務が適正でないもの 大分市都市公園条例施行規則の規定では、各施設の使用時間が定められており、市長が必要と認めるときは、これを変更することができることとされている。</p> <p>しかしながら、市長の承認を受けずに、使用時間外の施設使用を許可し、使用料を徴収しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>エ ご指摘のありました各施設の使用時間について、使用時間外の施設使用を許可する場合には、市長の承認を得て許可することといたしました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理を行います。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

部 局 名：教育部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[学校施設課]            (1) 今市健康増進センターの使用料について</p> <p>ア 使用許可事務が適正でないもの            大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、センターの体育館、研修室及び健康増進室（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、施設の使用について、決裁を受けずに使用許可しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 減免事務が適正でないもの            大分市今市健康増進センター条例及び市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の規定では、教育長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができることとされている。</p> <p>しかしながら、施設の使用料について、決裁を受けずに減免していた。</p> <p>今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[学校施設課]            (1)            ア            ご指摘のありました使用許可事務については、学校施設課長の決裁により使用許可をするようにいたしました。今後は、条例等に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ            ご指摘のありました減免事務については、学校施設課長の決裁により減免の決定を行うようにいたしました。今後は、条例等に従い適正な事務処理に努めます。</p>	